

財 関 第 8 1 1 号
令和 2 年 8 月 3 1 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 田 島 淳 志

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年 3 月 1 日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和 2 年 9 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて（平成26年11月19日財関第1186号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。